

(案)

契 約 書

契約者 支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○ ○○ (以下「発注者」という。) と○○○○ (会社名) ○○○○ (代表者役職名) ○○ ○○ (代表者名) (以下「受注者」という。) とは、次の条項に基づいて、契約を締結する。

第1条 (契約の対象となる業務)

本契約の対象となる業務については、次のとおりとする。

対象業務：関東運輸局自動車運行管理業務

履行場所：神奈川県横浜市中区北仲通5-57

関東運輸局

第2条 (業務内容)

- (1) 第1条で規定する業務内容については、「仕様書」及び「管理要領書」によるものとする。
- (2) 発注者は、業務の処理にあたり、指導及び監督を行う。また、必要があるときは、改善を要求することができる。

第3条 (契約期間)

本契約は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第4条 (再委託、権利譲渡の禁止)

- (1) 受注者は、本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受注者は、本契約によって生ずる権利若しくは、義務を第三者に譲渡又は継承してはならない。

第5条 (責任)

- (1) 受注者は、受注者の職員の身元及び風紀、規律の維持について一切の責任を負い、発注者が不適当と認めた職員は、発注者の業務において使用しないものとする。
- (2) 受注者は、本契約に基づく業務の履行又は不履行に関して、受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、法令の定めるところにより、その損害を賠償するものとする。ただし、天災地変、その

他受注者の責に帰さない事由により生じた全ての間接的損害については、受注者は、その責を負わないものとする。

第6条（契約金額及び支払）

- (1) 契約金額は、月額〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税 10%相当額 〇〇〇〇円含む。）とし、受注者は月毎にとりまとめのうえ、検査職員の検査確認後、発注者に請求するものとする。なお、請求書の提出時においては、超過勤務手当分を含めて請求することとし、1人1時間当たり 〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税 10%相当額 〇〇〇〇円を含む。）とし、超過した勤務時間が深夜（22時から翌5時）に及ぶ場合においては、1人1時間当たり 〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税 10%相当額 〇〇〇〇円を含む。）とする。ただし、超過した時間の算出にあつては、1日の超過勤務時間数が 30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げるものとし、日毎に時間単位で算出し、1カ月分を取りまとめるものとする。
- (2) 災害等緊急を要する場合等であつて、休日等に勤務を要し、深夜を除く時間については、1人1時間当たり 〇〇〇〇円（消費税および地方消費税 10%相当額 〇〇〇〇円を含む。）の超過勤務手当を支払うものとし、深夜に業務した場合にあつては、第6条第1項に規定する超過勤務手当を支払うものとする。ただし、1日の超過勤務時間数が 30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げるものとし、日毎に時間単位で算出し、1か月分を取りまとめるものとする。
- (3) 欠勤や遅刻、早退等により勤務時間の全部又は一部を勤務しなかった場合は、その時間に対応する支払は行わないものとし、1人1時間当たり 〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税 10%相当額 〇〇〇〇円を含む。）とする。ただし、勤務しなかった時間が1時間以下の場合を1時間とする。なお、1時間を超え2時間以下の場合は2時間とし、以後同様に算出するものとする。また、日毎に時間単位で算出し、1カ月分を取りまとめるものとする。
- (4) 運行中に有料道路通行料金及び駐車料金等の実費が発生した際には、一旦受注者がこれを支払い、1か月分を取りまとめ発注者に請求するものとする。また、当該費用が発生した際には、当該運行終了後に領収書の写しを監督職員に提出するものとする。
- (5) 発注者は、受注者から請求書を受理した日から 30日以内に代金を支払うものとする。
- (6) 前項において、発注者の責に帰する事由により支払が遅延した場合は、

受注者に対し、前項の期間満了の翌日から支払の日まで年 2.5%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。ただし、天災地変等やむを得ざる事由によるときは、この限りではない。

- (7) 前項の規定により算出した遅延利息の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、また、その額が 100 円未満のときは、遅延利息を支払うことを要しない。

第 7 条 (検査)

本契約における検査職員を関東運輸局総務課長とし、完了の都度、検査職員の検査を受けるものとする。

第 8 条 (契約の解除)

発注者又は受注者は、1ヶ月前に予告して本契約を解除することができる。

また、発注者は受注者が次の各号に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 所定の期限内に実施する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) この契約の履行に関して、受注者またはその代理人若しくは、使用人等に不正行為があったとき。
- (3) 受注者が破産の宣告を受けまたは無能力者となり、若しくは居所が不明となったとき。
- (4) 第 4 条又は第 9 条の規定に違反したとき。
- (5) 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の場合において、受注者は、違約金として契約金額から、実行済みの分を差し引いた額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

第9条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- （1）この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- （2）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていない

ときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第10条 (機密保持)

(1) 発注者及び受注者は、本契約及びその遂行上知り得た相手方の機密事項を第三者に漏洩してはならない。

(2) 発注者及び受注者は、本契約の遂行上知り得た相手方の従業員に関する又は、相手方の保有する個人に関する情報であつて、当該個人の識別が可能な情報を本契約に定める目的以外に利用しないものとする。

第11条 (紛争の解決)

この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、両者の協議により選任した者のあつせんにより解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

第12条 (協議事項)

本契約について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、発注者及び受注者において協議の上、定めるものとする。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者において記名押印の上、各1通保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
支出負担行為担当官
関東運輸局長 〇〇 〇〇 印

受注者 〇〇〇〇 〇-〇-〇 (会社住所)
〇〇〇〇 (会社名)
〇〇〇〇 (代表者役職名) 〇〇 〇〇 (代表者名) 印